

□■徳延・纏・河内（一部根坂間・公所）に不動産をお持ちの方■□

Q 不動産の登記について、何か手続きが必要ですか？

A **手続きは不要です**。所在や面積などが書かれている「表題部」については、法務局にて新しい所在に職権で変更します。「権利部」については職権で変更出来ないため、住居表示により所有者の住所が変わる場合は手続きが必要ですが、住居表示区域外にお住いの方であれば手続きは不要です。

Q 土地・家屋の登記について、番地は以前と変わらないのでしょうか？

A 町名（字）は「徳延字〇〇」から「徳延〇丁目」などに変わりますが、番地（数字）の部分は変わりません。なお、字界変更等により同一町内に地番が重複する場合は、地番も変更されます。

Q 権利書の変更手続きは必要ですか？

A 手続きは不要です。ただし、所在地の町名が変わることになりますので、不動産の所在の変更のお知らせ（対象の方にお送りしています）と一緒に保管しておくことをお勧めしています。

Q 共同住宅のオーナーですが、居住者に対して何かお知らせをする必要はありますか？

A 共同住宅の居住者に対しては、本市から個別で通知書等の資料一式を配付していますので、オーナー様からお知らせする必要はありません。**住居表示以降に入居される方には、新住所をお伝えください。**

□■徳延・纏・河内（一部根坂間・公所）に本籍を置かれている方■□

Q 本籍変更のお知らせが届きましたが、何か手続きが必要ですか？

A 運転免許証の本籍変更が必要です。ただし、次回の更新の際で問題ありません。更新の際に、本籍変更のお知らせをご持参ください。

Q 運転免許証の更新時に本籍変更しようとしたのですが、本籍変更のお知らせを紛失しました。どうしたらよいですか？

A 本籍変更証明書を取得の上、更新時にご持参ください。平塚市役所の市民課や平塚市内にある市民窓口センター等で、無料で取得できます。

Q 本籍変更証明書は郵送でも請求できますか？

A 郵送請求も可能です。詳しい方法は、平塚市役所市民課証明担当（0463-21-8773）までご連絡ください。

□■その他■□

Q 住居表示の目的は何ですか？

A 土地の地番を住所として使用している場合、同じ地番に多くの家が建っていたり、土地の売買などによって分筆・合筆が行われ、枝番や欠番が生じ、住所が分かりにくくなります。住居表示の実施により、町を適切な大きさに分割し、住所を振り直し、住所を規則正しく整えることにより、緊急車両などの到着時間の短縮や、宅配物や郵便物の遅配・誤配の減少など、市民生活の利便性向上に繋がります。

Q 住居表示区域の新旧住所の確認はできますか？

A 平塚市のホームページに区域の新旧住所の対照一覧や新旧住所を落とし込んだ地図を掲載しています。そちらをご利用ください。